

2020年1月27日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

デンマーク・カバードボンド戦略ファンド2020-03 (為替ヘッジあり／限定追加型)

追加型投信／海外／債券



当社は、2020年3月27日に「デンマーク・カバードボンド戦略ファンド2020-03（為替ヘッジあり／限定追加型）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

∞ 投資家のみなさまへ ∞

当ファンドは、信用力と魅力的な利回りをあわせもつデンマークのカバード債に投資し、為替ヘッジを行なうファンドです。

一定のお買付け可能期間の後、満期まで約4年8カ月の運用を行なう限定追加型ファンドですが、基準価額の水準によっては満期を最長3年間延長する仕組みを採用しています。

私どもは、超低金利の環境が続く中、当ファンドが幅広いお客さまの資産運用にご活用いただけるものと考えています。

このような趣旨にご賛同いただき、この機会に投資をお考えのお客さまの資産形成の一助となれば幸いです。

1. ファンドの目的

デンマーク・カバード債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

2. ファンドの特色

1 主として、不動産担保ローンを担保とするデンマーク・クローネ建てのカバード債に投資します。

※市場環境等によっては、デンマーク・カバード債に代えてデンマーク国債を組み入れます。

- ◆運用にあたっては、市場環境や発行体の信用力、流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築することを基本とします。

カバード債について

- カバード債とは、不動産担保ローンを担保として金融機関が発行する債券をいいます。
- 担保付であるため、万が一発行体が破綻した場合、カバード債の投資家は担保資産に対し、優先弁済権を有しています。

2 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

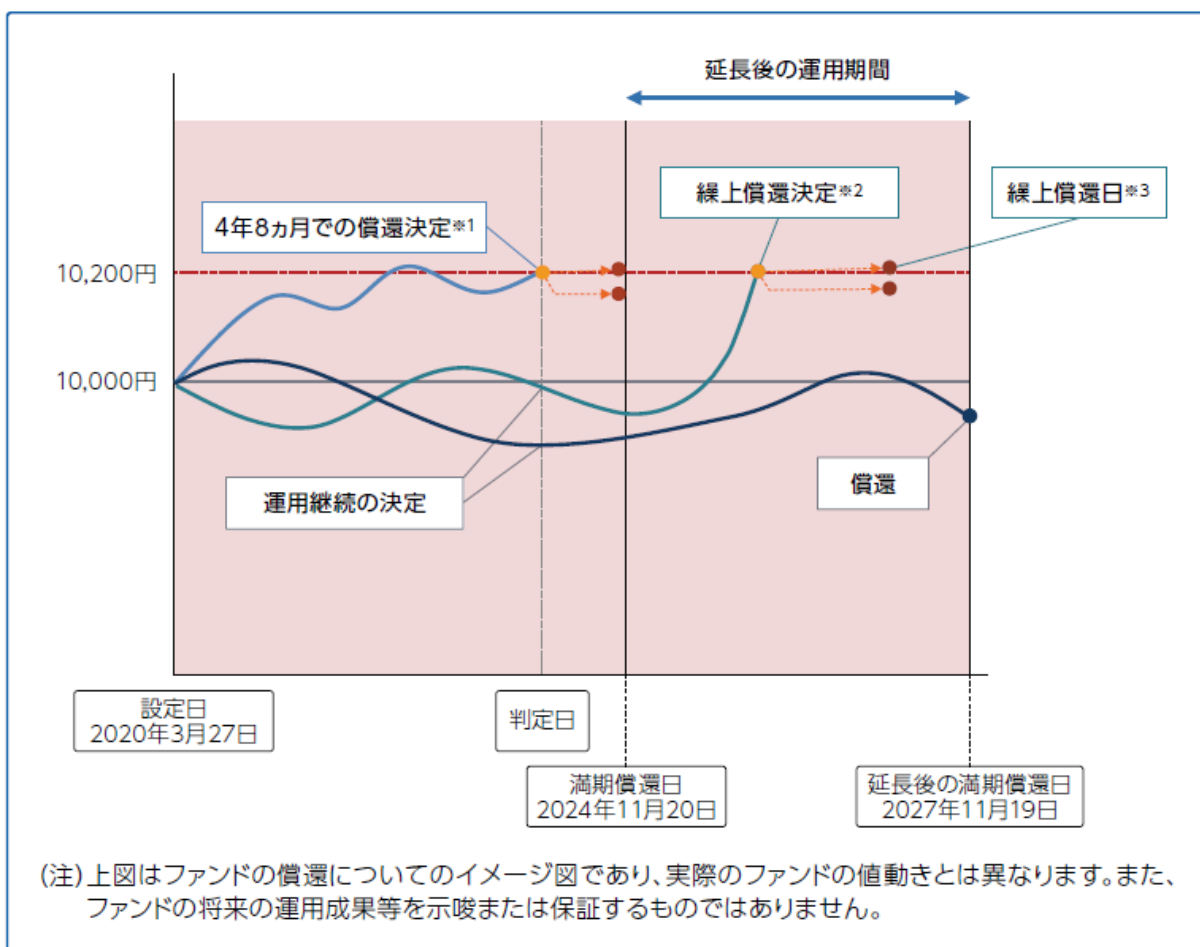
※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

- 一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。
 - ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
 - ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合
- 当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

3 信託期間は約4年8カ月とします。ただし、判定日における基準価額が10,200円を下回っていた場合、信託期間を約3年間延長します。

- ◆ 判定日は、満期償還日(2024年11月20日)の20営業日前とします。
- ◆ 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。
- ◆ 判定日の翌日以降、基準価額が一度でも10,200円以上となった場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

償還の仕組み(イメージ)



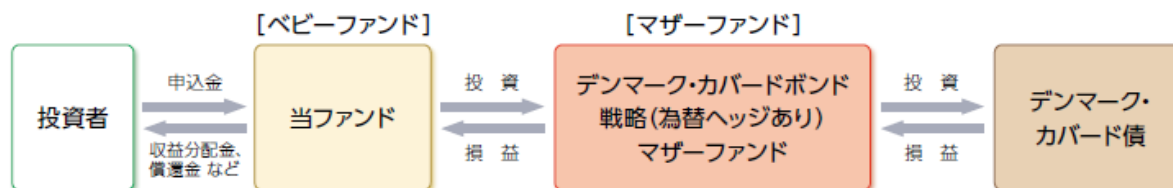
(注) 上図はファンドの償還についてのイメージ図であり、実際のファンドの値動きとは異なります。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

- ※1 償還が決定してから償還までの市況動向、運用管理費用(信託報酬)等により、基準価額(または償還価額)が10,200円未満となることがあります。
- ※2 わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ないます。流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合などがあるため、基準価額が10,200円以上となってから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- ※3 基準価額が10,200円以上となってから償還までの市況動向、運用管理費用(信託報酬)等により、基準価額(または償還価額)が10,200円未満となることがあります。
なお、基準価額が10,200円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

4 毎年11月20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2020年11月20日(休業日の場合翌営業日)までとします。

【分配方針】




- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

5 当ファンドの購入の申込みは、2020年3月27日までの間に限定して受付けます。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因	
 公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p> <p>カバード債特有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。</p> <p>[期限前償還リスク]</p> <p>カバード債の裏付けとなる不動産担保ローンの期限前返済が増加する場合、カバード債の期限前償還も増加することになります。</p> <p>カバード債は、裏付けとなる不動産担保ローンの借換え等により、一般的に金利が低下すると期限前償還が増加し、金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります。期限前償還は金利要因のほかにもさまざまな要因によって変化すると考えられます。</p> <p>期限前償還の増減により、カバード債の価格は影響を受けます。</p> <p>[流動性リスク]</p> <p>カバード債の市場規模や取引量が小さい場合、市場実勢から想定される時期、価格で取引が行なえないことにより損失が発生する可能性があります。</p> <p>組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
 為替変動リスク	<p>為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。</p> <p>為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。</p>
 カントリー・リスク	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>
そ の 他	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>1.65% (税抜1.5%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率0.6875%</u> <u>(税抜0.625%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.30%
	販売会社	年率0.30%
	受託会社	年率0.025%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。


(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。


※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。


5. ご参考

◆ 販売会社：三重銀行

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ロンドンの銀行またはデンマークの銀行の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ② 継続申込期間 午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	① 当初申込期間 2020年2月17日から2020年3月26日まで ② 継続申込期間 2020年3月27日
	当初募集額	200億円を上限とします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	2024年11月20日まで(2020年3月27日当初設定) 判定日(満期償還日(2024年11月20日)の20営業日前。以下同じ。)における基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。)が10,200円を下回っていた場合、信託期間を約3年間延長し、2027年11月19日を満期償還日とします。
	繰上償還	◎委託会社は、判定日の翌日以降、基準価額が一度でも10,200円以上となった場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。ただし、基準価額が10,200円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ◎次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ◎すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
	決算日	毎年11月20日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は2020年11月20日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2019年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：みずほ信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上